## さいたま市都市交通戦略推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市都市交通戦略に掲げた施策推進に関し、総合的な見地からの検討や事業者間の横断的調整を図るため、さいたま市都市交通戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は以下に掲げる事項を所掌する。
- (1) さいたま市都市交通戦略に掲げた施策の実施検討や進捗管理に関する事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、各種団体、交通事業者、関係行政機関、市等の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の仟期は前仟者の残仟期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(分科会)

第8条 委員会に、都市交通戦略に掲げた施策の進捗状況および今後の施策展開について具体的に検討するための分科会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 目)

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附即

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

## さいたま市都市交通戦略推進委員会 委員名簿

令和元年12月17日時点

分 野	委員氏名	所属・役職	備考
学識経験者	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	
市民	藤崎明美	さいたま市障害者協議会 理事	
市民	家崎 清子	さいたま市交通安全保護者の会(母の会) 会長	
交通事業者	山田 徹	東日本旅客鉃道(株)大宮支社 企画室 企画調整課 課長	
交通事業者	鶴岡 洋	(一社)埼玉県バス協会 専務理事	
交通事業者	藤田 貢	(一社)埼玉県乗用自動車協会 事務局長	
関係行政機関	永谷 邦夫	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課 理事官兼課長	
市職員	岡田 和男	さいたま市 都市局 都心整備部 部長	
市職員	<u>村上 孔</u>	さいたま市 建設局 土木部 部長	
市職員	土屋 愛自	さいたま市 都市局 都市計画部 部長	

| | ※下線は平成30年度から変更となった委員

(敬称略)